

千葉市資産経営推進委員会設置条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 19 日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 9 号

千葉市資産経営推進委員会設置条例
(設置)

第 1 条 本市は、千葉市資産経営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、資産経営の推進に関する事項について、調査審議し、市長に意見を述べる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員はその者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議を終了したときに、専門委員はその者の任命に係る当該専門の事項に関する調査を終了したときに解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。